

新穂地域づくり協議会規約

(目的)

第1条 本会は、新穂地域で暮らす住民が、主体的な地域づくり活動を通じて、住民相互のつながりや郷土愛を育みながら、活気と魅力にあふれる住みよい新穂を実現するため、「新穂地域づくり計画」に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、新穂地域づくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、佐渡市役所新穂行政サービスセンター内に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新穂地域づくり計画の策定
- (2) 新穂地域づくり計画に基づく事業の実施
- (3) 地域づくりに関する佐渡市の政策等への参画、提案
- (4) 佐渡市内各地域の地域づくり団体との情報共有や人的ネットワークの構築
- (5) 前各号に掲げるものの他、第1条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 新穂地域に在住する者または在勤する者
- (2) 新穂地域の集落
- (3) 新穂地域で活動する団体
- (4) 新穂地域に所在する事業所

2 協議会は、前項に掲げる者(以下「構成員」という。)の内、次の者を会員とする。

- (1) 一般会員 新穂地域に在住する者
- (2) 賛助会員 第1条の目的に賛同し、活動に協力する一般会員以外の者

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 11名以内
- (4) 専門部会長 4名
- (5) 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は、役員会において構成員の中から選出し、総会の承認を得る。

3 会長は、副会長の中から、庶務担当副会長、会計担当副会長各1名を選任する。

4 幹事は、協議会を構成する各集落が推薦する者11名以内(ブロック割及び定員については別表に定めるとおり)をもって充てる。

5 専門部会長は、専門部会員の互選により選出し、会長が選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 庶務担当副会長は、庶務事項を統括し、会計担当副会長は、会計を統括する。

- 4 幹事は、協議会の運営を補佐する。
- 5 専門部会長は、協議会の運営を補佐し、各専門部会の事業を総括する。
- 6 監事は、協議会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(代議員)

第9条 代議員は、協議会を構成する各集落から選出された集落長をもって充てる。

- 2 代議員は、総会において役員会が提案する議題を審議決定する。
- 3 代議員任期は、集落長としての任期とする。
- 4 補欠により各集落から選出した代議員任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 代議員が役員を兼ねる場合は、各集落は新たに代議員を選出するものとする。

(顧問)

第10条 協議会は、顧問を必要に応じて置くことができる。

- 2 顧問は、役員会において選出し、会長が選任する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

(総会)

第12条 総会は、代議員をもって構成する議決機関であり、協議会の目的を達成するため、次の事項を審議、決定する。

- (1) 新穂地域づくり計画の策定及び変更に関する事。
 - (2) 規約の制定及び改正に関する事。
 - (3) 会長、副会長及び監事の承認に関する事。
 - (4) 事業計画及び収支予算に関する事。
 - (5) 事業報告及び収支決算に関する事。
 - (6) 前各号に掲げるものの他、重要事項に関する事。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
 - 3 通常総会は、毎年度1回開催する。
 - 4 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は代議員の3分の1以上の請求があったときに開催するものとする。
 - 5 総会の議長は、総会において出席代議員のうちから選出する。
 - 6 総会は、委任状による出席(以下「表決委任者」という。)を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
 - 7 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数(表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(役員会)

第14条 役員会は、総会に付議する事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。

2 役員会は、会長、副会長、幹事及び専門部会長をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。

3 役員会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第15条 専門部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の専門部会を設置する。

(1) 環境整備部会

(2) 伝統文化部会

(3) 生活安心部会

(4) 地域活性化部会

2 専門部会は、本会の構成員をもって構成する。

3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。

5 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

7 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第16条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局員を置き、協議会の事務及び会計事務を処理する。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第17条 協議会の運営等に係る経費は、会費、補助金、負担金、委託料、寄附金及びその他収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支することができるものとする。

(会費)

第18条 会費は、第1条の目的に賛同した会員から次に掲げる金額を集金するものとする。

2 一般会員の年会費は、1世帯1,000円とし、各集落を通じて各世帯から集金する。

3 賛助会員の年会費は次のとおりとし、役員(監査を除く)が個別に集金する。

(1) 新穂地域に在勤する者 1人1,000円

(2) 新穂地域で活動する団体(新穂地域に在住する者が主な構成員となる団体を除く) 1団体3,000円

(3) 新穂地域に所在する事業所 1事業所5,000円

(監査)

第19条 会長は、事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第20条 協議会の事務所には、協議会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第21条 協議会が各種取組を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成29年4月9日から施行する。
- 2 設立年度の役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず平成31年3月31日までとする。
- 3 第16条第2項に規定する事務局員は、当分の間、佐渡市役所新穂行政サービスセンターの職員をもって充てる。
- 4 平成29年度の会計年度は、第17条第2項の規定にかかわらず施行の日から翌年3月31日までとする。

別表 (第6条関係)

ブロック	構成集落	定員
1	下大野、郷平、上大野、新穂、馬場、三協、潟上、長畝、内巻、島	各集落1人 総数 10人
2	皆川、舟下、下新穂、武井、井内、上新穂、瓜生屋、北方、正明寺、田野沢、青木、	各集落1人 総数 11人

※ 各集落における幹事の推薦は、1ブロック、2ブロックの順で相互に行う。